

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【公表番号】特表2009-521526(P2009-521526A)

【公表日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2009-022

【出願番号】特願2008-548399(P2008-548399)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4422	(2006.01)
A 6 1 K	31/366	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	9/32	(2006.01)
A 6 1 K	9/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4422	
A 6 1 K	31/366	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	47/22	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 K	47/02	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	47/12	
A 6 1 K	9/32	
A 6 1 K	9/36	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	9/00	

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月10日(2009.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項6】

微結晶性セルロース、第二リン酸カルシウム、デンプングリコール酸ナトリウム、ス

テアリン酸マグネシウム及びこれらの混合物からなる群から選ばれる薬学的に許容可能な添加剤をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の複合製剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項10】

前記フィルム層がヒドロキシプロピルメチルセルロース(HPMC)、ヒドロキシプロピルセルロース(HPC)、ヒドロキシエチルセルロース(HEC)、酢酸フタル酸セルロース(CAP)、エチルセルロース(EC)、メチルセルロース(MC)、ポリメタクリル酸、ポリビニルアルコール-ポリエチレングリコールグラフト共重合体、ポリビニルアルコール又はこれらの群から選ばれる水溶性物質からなることを特徴とする請求項9に記載の方法。